

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	令和5年度
計画変更年度	令和8年度
計画主体	笛吹市

笛吹市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興課（農林経営担当）
所在地 山梨県笛吹市石和町市部777
電話番号 055-261-2033
FAX番号 055-262-8507

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	笛吹市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	豆類 (大豆、落花生)	3a 27 千円
	果樹 (モモ、スモモ、ブドウ)	732a 6,619 千円
	野菜 (カボチャ、きゅうり、大根、椎茸、葉野菜)	44a 872 千円
	いも類 (ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ)	61a 695 千円
ニホンザル	野菜 (モロコシ、カボチャ)	0a 0 千円
カラス	果樹 (モモ、スモモ、ブドウ)	101a 1,080 千円
	野菜 (モロコシ、トマト、キュウリ、葉野菜)	108a 765 千円
ニホンジカ	稲	25a 31 千円
	豆類	3a 20 千円
	果樹 (モモ、スモモ、ブドウ)	917a 7,065 千円
	野菜 (ほうれん草、キャベツ、大根)	476a 1,621 千円
	いも類	8a 54 千円
アライグマ	果樹 (モモ、ブドウ)	32a 137 千円
	野菜 (モロコシ)	434a 114 千円
ハクビシン	果樹 (モモ、ブドウ、スモモ)	29a 245 千円
ツキノワグマ	果樹 (モモ、ブドウ)	37a 463 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

農業被害の主な発生時期は、果実の萌芽期から収穫期に集中することが多い。
イノシシについては、笛吹市内の山際を中心に全域に出没しており、近年は

市街地へ単独又は数頭で出没し、遊休農地等へ住み着き、人的被害も発生する可能性が高くなってきている。

ニホンザルについては、以前は自家消費用の果樹や野菜の被害が発生していたが、近年、出没する回数や頭数は減少傾向にあり、これまで行ってきた地域をあげての追い払い等の活動の効果がでてきている。

カラスについては、山際では出没しているが、市街地での被害は減少傾向にあり、猟友会等での追い払い等の活動の効果がでてきている。

ニホンジカについては、近年笛吹市内の山際全域で、果樹の樹皮や山の植林した樹木などの被害が増えている。また、河川敷内に生息する個体が増加しており、沿岸の圃場での農作物被害や、市街地への出没が課題となっている。

アライグマについては、笛吹市内全域で、被害報告・捕獲頭数ともに増加傾向にある。

ハクビシンについては、果樹の食害が発生しており、近年では市街地での目撃報告も増えている。

ツキノワグマについては、近年、目撃情報が増加傾向にあり、人家近くでの目撃も発生しているため、人的被害の恐れが懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
イノシシ （豆類、果樹、野菜、いも類）	840a	8,213 千円	672a	6,570 千円
ニホンザル （野菜）	0a	0 千円	0a	0 千円
カラス （果樹、野菜）	209a	1,845 千円	167a	1,476 千円
ニホンジカ （稲、豆類、果樹、野菜、いも類）	1,429a	8,791 千円	1,143a	7,032 千円
アライグマ （果樹、野菜）	466a	251 千円	372a	200 千円
ハクビシン （果樹）	29a	245 千円	23a	196 千円
ツキノワグマ （果樹）	37a	463 千円	29a	370 千円

合計	3,010a 19,808 千円	2,406a 15,844 千円
----	------------------	------------------

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会へ委託し、有害鳥獣捕獲及び特定鳥獣保護管理事業により、鳥獣を捕獲している。</p> <p>また、獣類の捕獲に用いる檻・わな等の備品の貸し出しや消耗品の支給を行っている。</p> <p>さらに、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲に対し捕獲報奨金の給付を行っている。</p> <p>カラスは、有害鳥獣捕獲において、銃による捕獲に加え、檻での捕獲を併用している。</p> <p>アライグマについては山梨県アライグマ防除実施計画を基に山梨県と協力し捕獲している。</p> <p>捕獲従事者となる猟友会の人員確保対策として、新規狩猟免許取得者、狩猟免許更新者及び新規銃砲所持許可取得者に対し補助事業を行っている。</p> <p>平成28年度には、住民からの目撃及び被害報告に対し、捕獲許可によらない迅速な対応ができるよう鳥獣被害対策実施隊を設置した。</p>	<p>猟友会員の高齢化が進んでいるため、新規狩猟免許取得者、狩猟免許更新者及び新規銃砲所持許可取得者に対する補助金の活用を周知し、捕獲従事者を確保する必要がある。</p> <p>獣類の出没範囲が拡大（市街地への出没等）しているため、捕獲が非常に困難になってきている。</p> <p>ニホンジカについては、市内各所で出没、被害が増えてきており、重点的な早期の対応が必要。とりわけ河川敷内への出没と、川沿いの圃場での被害が課題になっている。</p> <p>また、遊休農地等へ住み着くイノシシの対策は非常に難しく、捕獲に加え地区住民の協力等により遊休農地の解消に向けての努力が必要となる。</p> <p>カラスの銃による捕獲は、住居と畑が混在している地域では、銃の使用ができないため駆除実施に苦慮している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>畑地帯総合整備事業を利用し、防護柵の設置を行っている。</p> <p>また、市単独事業での防護柵の原材料支給（地域へ）、電気柵</p>	<p>既にイノシシ防護柵はほとんどの地域へ設置済みであるが、一部地域について未設置の箇所がある。ニホンジカ対策の防護柵</p>

組	等設置補助金の交付（個人や任意団体等へ）を行っている。 ニホンザルについては、猟友会員による追払いを実施している。	については、新設及び設置済みのイノシシ柵の嵩上げで対応している。 柵の維持管理については、各地域で行っているが、高齢化や非農家世帯の増加により細やかな管理ができなくなることが懸念される。
生息環境管理その他の取組	放任果樹の除去等、被害を誘引しない環境の構築を、地域に対して呼びかけている。 また鳥獣被害対策実施隊の活動として、個々の農家への防除対策指導も行っている。	生息環境の管理においては、地域ぐるみでの問題意識の共有・取り組みが必要になるが、地域によって熱意や取り組み方に差が生じている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

猟友会に対しては、檻及びわな等の備品の貸し出し、消耗品の支給、農家個人に対しては電気柵等の補助を引き続き行っていく。

被害が増加しているニホンジカの対策として、防護柵未設置地域に防護柵の設置管理について協議を行っていくと共に、防護柵の補修補強及び新規設置のため原材料の支給を行っていく。また、ICT（情報通信技術）を利用した囲いわなの設置についても、地域からの要望や被害状況を考慮しながら検討する。

住民に対しては、獣の餌場を畑や住宅地に作らないよう呼びかけ、地域ぐるみで取組みが継続できるよう住民意識の向上を図っていく。

さらに、捕獲従事者の高齢化が問題となってきたため、農業従事者を中心に確保・育成を検討していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

笛吹市内の猟友会各支部（狩猟者団体）に業務を委託する。
市街地での緊急を要する捕獲に鳥獣被害対策実施隊が対応する。
緊急時に確実な捕獲と被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者の安全を確保するために必要な場合には、ライフル銃を所持させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ハクビシン アライグマ ツキノワグマ	捕獲機材などの備品の貸し出し、修理、その他消耗品の支給を行う。 新規狩猟免許取得補助、狩猟免許更新補助及び新規銃砲所持許可取得補助を行い、農業従事者を中心に捕獲従事者の確保・育成をしていく。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ、ニホンジカは山際を中心に銃猟及びわな猟での捕獲を実施しているが、集落内への出没が増えているため、市街地に出てくる前の里山において積極的に捕獲する。 カラスは、銃と檻での捕獲を併用し、積極的に捕獲する。 ニホンザルは農業被害が出る前に、追い払いを中心に群れを分裂させないよう計画的な捕獲を実施する。 ハクビシンは畑だけでなく、市街地にも出没しているため、住民から広く情報を集める。 アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画を基に山梨県と協力

し捕獲していく。
ツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき被害防止活動を実施する。
また、それぞれの対象鳥獣の捕獲数については、過去の捕獲実績や直近の被害状況等を考慮し設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	各年度：管理捕獲100頭、有害捕獲50頭 (ただし、各年度、県から指示される管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況を勘案しながら再検討)		
ニホンザル	各年度：管理捕獲5頭、有害捕獲0頭 (ただし、各年度、県から指示される管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況を勘案しながら再検討)		
カラス	各年度：有害捕獲300羽 (ただし、各年度、被害状況を勘案しながら再検討)		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲550頭、有害捕獲50頭 (ただし、各年度、県から指示される管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況を勘案しながら再検討)		
アライグマ	各年度：特定外来生物に指定されていることから、できる限り捕獲する。		
ハクビシン	各年度：有害捕獲20頭 (ただし、各年度、被害状況を勘案しながら再検討)		
ツキノワグマ	各年度：山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、被害の状況及び目撃情報等を勘案し捕獲を実施する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカについては、年間を通じ、被害の程度に応じて銃及びわな等を用いて捕獲する。特に最近被害が増えているニホンジカについては、個体数調整の効果を高めるためメスジカの捕獲を強化する。同じく被害が多いイノシシについても、集落内の耕作放棄地等に住み着いている個体及び里山で_____ _____重点的に捕獲する。
ニホンザルについては、出没場所及び行動を検証し追い払いを実施。被害の程度により銃及びわなを用いて捕獲する。
カラスについては、年間通じ追い払いを行うとともに、農地を中心に銃及び

捕獲檻による捕獲を実施する。
 アライグマ、ハクビシンについては、住民からの情報を元に箱わなを用いて捕獲する。
 ツキノワグマについては、出没状況に応じて活動を検討し、必要な場合に限り、箱わなにて捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 対象鳥獣の止め刺し及び緊急時に確実な捕獲と被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者の安全を保つためライフル銃による捕獲を実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
笛吹市	イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ、ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ニホンジカ	獣害防止柵を公共事業で設置する。 笛吹市御坂町（下黒駒地区） 300m 笛吹市春日居町（熊野堂地区） 700m 地元地区に獣害防止柵の原材料を支給する 笛吹市御坂町（上黒駒地区） 150m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の設置地区が主体となって管理を行い、補修が必要な場合は、市が原材料の支給を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	イノシシ	地域において侵入防止柵の管理補強を行う。遊休農地の解消に向けて努力する。
	ニホンザル	農地及び集落に出没するサルの追い払い及び計画的な駆除を行う。
	ニホンジカ	銃及びわなによる捕獲を実施するとともに、侵入防止柵の新設や嵩上げ等を実施する。
	カラス	有害鳥獣捕獲にて、銃による捕獲を実施するとともに、捕獲檻による捕獲を強化する。回収日当日のゴミ出しの周知徹底を図る。
	アライグマ	山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、山梨県と協力しながら捕獲を実施していく。
	ハクビシン	電気柵等の設置に対して補助金を交付する。住宅地に住み着かないよう建物の管理を周知する。
	ツキノワグマ	耕作放棄地の解消やえさ場となり得る放任果樹等の撤去について推進していく。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
笛吹市	情報収集及び住民への注意喚起、関係機関への連絡、捕獲等同行
警察	現場での指示
猟友会	追い払い、捕獲実施

鳥獣被害対策実施隊	緊急時の見回り及び追い払い、捕獲実施
-----------	--------------------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
 猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき
 役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は
 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合
 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

情報提供者	
↓	→ 市内各支部猟友会・実施隊
笛吹市 農林振興課	→ 学校教育課(学校)・子育て支援課(保育園)・支所
	→ 警察・山梨県等

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により
 記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設を奨励する。アライグマについては、山梨県アライグマ 防除実施計画に基づき処分する。
--

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし
 た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有
 効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲鳥獣の利活用についての事業は、現状行っておら ず、今後検討していく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等 のと体給餌、学術 研究等)	

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設に係る取り組みについては、現状行っておらず、今後検討して いく。

- (注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品

等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組については、現状行っておらず、今後検討していく。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	笛吹市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
峡東農務事務所	農作物被害、防護柵の設置・管理等に対して適切な指導・助言を行う。
峡東林務環境事務所	対象鳥獣の捕獲について適切な指導を行う。
笛吹市農業委員会	農業者の代表として、事業に対し助言を行う。
笛吹農業協同組合・フルーツ山梨農業協同組合	農作物被害に対して、適切な助言を行う。
鳥獣保護巡視員	対象鳥獣の捕獲に対して適切な指導助言を行う。
笛吹市猟友会	対象鳥獣の捕獲に対して適切な助言を行う。
笛吹市	事務局として庶務及び適切な助言を行う。 (被害防止技術の適切な指導助言を行う)

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県総合農業技術センター 環境部環境保全・鳥獣害対策科	対象鳥獣の防除に対して適切な助言をもらう。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

活動内容	市街地及び里山に出没した野生鳥獣の緊急的な捕獲及び追い
------	-----------------------------

	払い
規模・構成	猟友会市内各支部会員 95名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害の増加がみられる有害鳥獣については、有効な対応策を研究しながら事業実施する。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。